

農業委員会総会議事録

第3回農業委員会

1. 開会日時 令和8年6月26日（金）午前9時30分
2. 閉会日時 令和8年6月26日（金）午前10時00分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室2

4. 出席者

委員（全7人中7人出席）

出席者

- 1 番 柴田賢一
- 2 番 秋田秀機
- 3 番 秋田秀春
- 4 番 池山春雄
- 5 番 大野和彦
- 6 番 坪井宏見
- 7 番 大口悦美

欠席者 なし

事務局 3名

事務局長	菊地 建設課長
事務局員	高瀬 グループ長
事務局員	古市 主任

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者指名

④ 議 案

議案第 4 号 賃借料の決定・公表について

議案第 5 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 6 号 農地法第 5 条許可申請について

⑤ 報告事項

(1) 農地法第 3 条届出受理状況について

(2) 農地法第 5 条届出受理状況について

⑥ その他

(1) 報酬の支払いについて

6. 配布資料

①資料 1 賃借料の決定・公表について

②資料 2 農地法第 3 条関係

③資料 3 農地法第 5 条関係

④資料 4 農地法第 3 条関係（届出）

⑤資料 5 農地法第 5 条関係（届出）

⑥資料 6 報酬の支払いについて

7. 議事内容

【開 会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より令和 8 年度第 3 回豊山町農業委員会総会を開催いたします。

資料の確認をさせていただきます。資料は事前に配布したものと、当日配布資料が 2 枚ございます。よろしかったでしょうか。

それでは、今回の総会が現委員の任期中最後の総会となりますので、町長からお礼のごあいさつを申し上げます。

【町長あいさつ】

服部町長

今日は、農業委員会委員の皆様がこの7月で任期を迎えられるということで、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましてはこの3年間、本町の農業振興と農地行政の適正な運営にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

この間、愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業や豊山町臨空第2公園事業に伴う農地転用許可案件など、慎重な判断が求められる案件が多くございましたが、適切かつ丁寧にご審議いただきました。また、猛暑の中での農地パトロールなど、現地確認にもご尽力いただき、農地の適正管理に大きく貢献いただきましたことに重ねて御礼申し上げます。

皆様のご尽力により、本町の農地行政は着実に推進されてきたものと認識しております。委員を降りられましても、町の農業行政に関しまして、引き続きご指導・ご支援賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様の今後ますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。ここで町長は、他の公務のため退席しますのでよろしく願います。

(町長退席)

事務局長

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

秋田会長

おはようございます。台風7号と8号の2つ来ております。そのようなことで前線も活発になりまして、今日もまた雨です。

農業委員会の運営を振り返ってみますと、皆様方のご協力のおかげもありまして、３年間無事に終えることができます。ありがとうございました。

３年前に、愛知県基幹的広域防災拠点整備事業の話が出まして、現在工事が進んでおります。

これからも豊山町の農業体系は非常に難しい状況に入ってきていると思いますが、今後３年間どのように推移をしていくか、見守っていきたいと思っております。

【出席人数確認】

秋田会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員７名中出席者７名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

１番 柴田賢一委員と４番 池山春雄委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議 案】

秋田会長

本日の議案は３件です。それでは、議案第４号「賃借料の決定・公表について」、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料１ 議案第４号「賃借料の決定・公表について」をご説明申し上げます。

【資料１により説明】

秋田会長

賃借料情報の公表についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第4号「賃借料の決定・公表について」賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成と認めます。よって、この案を公表することとします。

続いて議案第5号「農地法第3条許可申請について」について、事務局の説明を求めます。

事務局員

それでは議案第5号「農地法第3条の許可申請について」ご説明します。農地法第3条の許可申請は、農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【資料2により説明】

秋田会長

農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。

ここで、質疑・意見のある方は発言して下さい。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第5号「農地法第3条許可申請について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

続いて議案第6号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第6号「農地法第5条許可申請について」をご説明申し上げます。

農地法第5条の許可申請は、市街化調整区域内の権利移動を伴う、農地転用の申請です。

【資料3により説明】

秋田会長

議案第6号「農地法第5条許可申請について」の説明が終わりました。ここで、質疑・意見のある方は発言して下さい。

A委員

都市ガス整圧器の設置の急務ということですが、こちらは愛知県基幹的広域防災拠点への供給を予定しているということでしょうか。

事務局

愛知県基幹的広域防災拠点へも供給すると聞いております。

秋田会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第6号「農地法第5条許可申請について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

以上で議案について終わります。

【報告事項】

秋田会長

それでは農地法第3条、第5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料4により説明】

次に、農地法第5条の届出受理状況について、説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用の届出です。

【資料5により説明】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第3条、第5条の届出受理状況についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

質問もありませんので報告事項の届出受理状況についての報告を終了します。

【その他】

秋田会長

続きまして、「報酬の支払いについて」を事務局から説明を求めます。

事務局

はい、それでは、「報酬の支払について」をご説明いたします。資料6をご確認ください。

【資料6により説明】

以上で説明を終わります。

秋田会長

「報酬の支払について」の説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

事務局から他にありますか。

事務局

先月ご審議いただきました、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、県に確認しましたので改めて説明します。

「1 農業委員会の現在の体制」について、農業委員数の実数7と認定農業者から中立委員までの各項目の合計数が一致しないのではないかという記載方法についての質問がございました。愛知県に確認したところ、認定農業者から中立委員に関しましては、農業委員の性質を表したものであり、それぞれが独立したものであるため、各項目の合計数と農業委員数は一致しない場合もあるのは問題ないとのことでした。県内の他市町村も記載方法は同じであり、本町同様の書き方と

なっているところもあるとのことでした。国の様式であるため、記載方法を変える必要はないとのことでした。事務局案のまま公表させていただきます。

続きまして、2件目、「2 最適化活動の活動目標（2）④その他」です。農地の利用状況調査において、1号遊休農地の面積が0.0haになっているものの、農業委員会の点検結果では、「8月に実施した農地パトロールと9月の結果とりまとめにより、町内の遊休農地の把握ができ、発見後、速やかに対応できた」となっておりました。こちらについて、数値と文章が矛盾しているのではないかとのご指摘でした。

数値等について県に確認したところ、農地の利用状況調査につきましては、「現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地」である1号遊休農地を調査するものです。

本町では、昨年委員の皆さまに実施していただいた農地パトロールにおいて、1号遊休農地に該当する農地はなかったため、0.0haが正しい数値となります。一方で、農業委員会の点検結果については、主に雑草の繁茂が見られた要指導農地に関して、除草通知を送付いたしましたので、資料の通り、実際の事務に沿った内容に改め、公表させていただきます。県にも、こちらの書き方で問題ないと確認しております。

以上で説明を終わります。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。事務局からその他ありますか。

事務局

個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

（午前10時00分終了）

8. 農地転用件数

5月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	1	97.00	青山	3条	許可	2	609.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	545.00	青山		届出	5	4,327.12
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	3	737.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	1	241.00	青山	5条	許可	6	3,589.95
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	12	6,388.12
		2	362.00	豊場				

※ 累計については令和8年1月～令和8年12月（再申請分を含む）

議事録署名人 （会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。